

## ～ グループ補助金の取扱いに関する変更点のご案内 ～

グループ補助金復興事業計画書の第五次公募に関する主な変更点は、次のとおりです。

### 1 補助金の対象となる経費

平成30年4月以降、補助金の対象となる経費は、交付決定後に契約締結した復旧工事に係る経費となります。

### 2 補助金の申請対象者

平成30年4月以降、補助金の申請対象者は、「災害復旧などの公共工事の影響のため」や「工事業者が見つからないため」等の本人の事情によらない理由でこれまで申請できず、かつ、施設等の復旧工事に係る契約締結を行っていない事業者となります。

※上記1及び2については、第五次公募で認定を受けるグループの構成員に限らず、第一次公募から第四次公募で認定を既に受けているグループの構成員についても適用となります。

### 3 提出方法

グループ認定、補助金交付申請及び実績報告の提出方法は、原則として持参になります。

チェックリストにより添付資料を確認の上受付します。

※初回の受付については、申請内容や添付資料を確認しますので、持参してください。

受付後の書類差替え等は、メール又は郵送で可。